

【資料2】

技能労働者の技能の『見える化』WG 中間取りまとめ(案)概要

1. 「見える化」の目的とねらい

1 枠組みを構築する目的

- 建設技能労働者が有する技能等に係る情報を継続的に蓄積し、関係者が活用できるように「見える化」を進めることで、
 - ①一人一人の技能に見合った適正な評価と処遇を受け、多様な業種でキャリアパスが実現される魅力ある就労環境づくりを進める。
 - ②効率的な活用を図ることで労働市場の合理化を図る。
 - ③社会保険未加入対策を進める上で必要となる保険加入状況の確認の合理化・簡便化に資する。

2 主体別の効果

- ①技能労働者：
 - ・保有する各種資格や経歴などの網羅的提示による技能に見合った適正な評価と処遇の実現
 - ・継続的スキルアップに向けたインセンティブ
- ②専門工事業者：
 - ・技能労働者の資格・経験等の明確化による優秀な技能労働者の確保
 - ・労務管理業務の効率化・省力化
 - ・技能労働者の加入状況を元請に提示することによる法定福利費の確保
- ③総合工事業者：
 - ・優秀な技能労働者を雇用する施工能力の高い専門工事業者の把握
 - ・管理書類の作成や下請指導の効率化・省力化
 - ・発注者への根拠を明確にした法定福利費の請求
- ④発注者：
 - ・より広い人材を擁する企業による施工の実現
 - ・社会保険などの法令を遵守した施工体制の確保
 - ・請求された法定福利費の配分状況の把握の実現

3 システム構築に向けた課題

- 今後の議論の中で次の基本的課題に対応できるようにすることが必要。
 - ①企業や労働者が新しいシステムを使うメリットを感じるか。
 - ②蓄積されるデータについて、その内容の真実性が確保されるか。
 - ③個人情報適切に保護されるか。
 - ④各会社等において変更・追加等がある毎にデータの入力・更新が着実に行われるか。
 - ⑤システムを使うプログラムソフトやシステムの運営管理費用が高額とならないか。

2. 枠組みの基本的要素

1 今後蓄積すべき技能労働者に係る情報項目

- 蓄積すべき情報項目は「作業員名簿」に記載される情報を出発点とし、①工事履歴、②資格、③研修受講履歴、④各種保険加入状況により具体化を図る。
- 各企業の情報を全て共有するものではなく、各社横断的につなぐ意味のある情報について、蓄積と共有化を図る。

2 技能労働者へのID付与方法のあり方

(1)技能の「見える化」で用いるID

- 基礎年金番号や住民票コードなど個人にIDや番号を付与する制度はそれぞれ法律による制約があることから、新たな仕組みの導入にあたっては独自の番号を付番することが適当である。

(2)登録を求める技能労働者の範囲

- 技能労働者を幅広く対象として把握するため、「作業員名簿」に記載される者を対象とする。

(3)本人を識別するために必要な基本情報

- なりすましや虚偽の登録を防ぐ観点から、新規にIDを付与するときには、基本情報により本人であることを確認することが必要。

(4)技能労働者にIDを付与する主体

- 新たに入職する技能労働者に対して、そのつどIDを付与するやり方とする。
- IDの付与・データベースへの登録は法的な義務ではなく、業界全体の包括的な合意による自発的な位置付けで行うこととする。

(5)管理機関側での取扱い

- 管理機関では次のような作業を行う。
 - ・IDを付与した主体から報告されたIDを、その技能労働者の固有IDとして中央データベースに登録する。
 - ・情報の更新登録のあったIDを中央データベースで確認し、新たな情報を追加登録・更新する。
 - ・異なる番号だが同一人物の可能性がある場合、基本情報が一致するときは、番号を統合する。

3 技能労働者の技能等に係る情報の登録のあり方

(1)情報の登録を申請する主体

- 利便性を確保するため、多くの情報登録ルートを確保するようにする。
 - ①案：登録すべき主体を技能労働者を直接使用する企業ないし元請企業とする。
 - ②案：登録される情報ごとにふさわしい登録主体を設定する。

4 登録された情報の管理のあり方

(1) 技能労働者の技能に係る情報を管理する主体のイメージ

○管理機関は、全国一団体、民間公益団体とする。

(2) 管理機関が行う業務

○管理機関では、技能労働者への付番状況の管理、技能労働者情報の蓄積・管理、技能労働者情報の提供などの業務を行う。

5 登録された技能労働者情報の利用(閲覧)の在り方

(1) 企業における登録された技能労働者情報の活用

○管理機関に登録された技能労働者情報は、一定の建設企業等が一定の目的のために随時閲覧することを可能とする。

(2) 技能労働者本人への開示

○技能労働者本人が適正な評価と処遇を受けやすくなるよう見せ方を工夫しながら、いつでも自己の情報を閲覧し、活用出来るようにする。

3. 個人情報保護・セキュリティ対策のあり方

○「見える化」の仕組みにおいては、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する管理機関、IDを付与する主体、技能者情報を登録する主体などが、個人情報保護法上の義務を満たすことができるよう適切な措置を確保する。

○個人情報取扱事業者に該当する主体においては、国土交通省ガイドラインに基づき、必要な安全管理措置を講じる。

○個人情報を保護する上で予想されるリスクに対して必要な対策を講じる。

4. 他制度・取組との整合性確保・連携のあり方

1 他のデータベースとの連携

○情報を蓄積していく中で情報の正確性を高めるため、登録基幹技能者データベースなど他のデータベースとの連携を進める。その際には、相互のメリット、目的、提供する情報の内容などを明確にしながら調整を進める。

○将来当初想定外の事業者との間で相互に情報提供することが検討課題となったときには、技能労働者の適正な評価と処遇の実現という目的に合致するものであれば、本人の同意があれば情報提供できるようにする。

2 社会保険未加入問題における活用

(1) 社会保険加入状況の確認

○「見える化」システムにおいては、作業員ごとに保険加入状況の情報を蓄積することにより、元請企業の確認業務の省力化や、専門工事業
者における技能労働者の適切な管理や作業員名簿の作成の効率化を図る。

(2) 法定福利費別枠計上への活用

○法定福利費の別枠計上については、様々な仕組みが想定されるが、まずは第一歩として法定福利費の内訳明示を推進しつつ、関係者から
の提案も踏まえながら、国土交通省において引き続き検討をすすめていくこととする。

○この具体化に当たり、技能の「見える化」の仕組みを活用することが想定される。その際には、技能労働者一人一人へのID付与や、保険
加入・法定福利費支払い状況のデータ入力などについても整理する。

3 建設業退職金共済制度との連携

○「見える化」の仕組みを活用しながら、建設業退職金共済制度に関し各関係者の省力化を検討することが考えられる。

○いずれにしても建退共制度に関わる厚生労働省・独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業団体の考えを踏まえ、コンセンサスを形成
しながら慎重に検討を進めていくことが必要である。

4 マイナンバー制度との将来的な接合可能性

○今後マイナンバー制度が導入され、将来的に活用も認められるようになったときには、基礎年金番号とマイナンバーの紐付け方法などを参考
にしながら、「見える化」システムのIDとマイナンバーの連携を検討する。

5 関連法体系における枠組みの位置付け

○IDや技能労働者情報を蓄積管理する管理機関に対する国の関与の在り方について、個人情報保護法の主務大臣による個人情報取扱事業
者への関与規定を出発点としつつ、法令的な対応も含め引き続き検討する。

5. 枠組みの構築・運用に係る費用負担のあり方

○どのような事業を行うか枠組みを更に精査した上で、どの部分について関係者でどのように負担するか整理する。その際には現実的な費用負担を実現するため、ユーザーを増やし負担を広く薄くする方向で検討を進める。

6. 枠組みの導入プロセス

○平成25年度以降も「見える化」WGを継続的に開催し、更に詳細に論点整理

平成25年度末を目途に「システム運用構想」とりまとめ

○その後、「見える化」WGに「システム検討チーム(仮称)」を立ち上げ、具体的なシステムのあり方を検討

並行して「見える化」WGで運営やメリット・コスト等につき方向を具体的に検討

両者の検討結果を「システム案」として取りまとめ

○その後、「システム構築推進協議会(仮称)」を立ち上げ、「システム案」を踏まえたシステム構築作業を推進

並行して関係者への普及・啓発を進め、「見える化」システムの運用開始を目指す。

「見える化」の枠組みを構築するねらいや主体別の効果

「見える化」の枠組みを構築するねらい

建設技能労働者が有する技能に係る情報を継続的に蓄積し、どの事業者でも活用できるように「見える化」を進めることで、

- ① **技能に見合った処遇や多様な業種でキャリアパスが実現される魅力ある就労環境づくりを進め、**
- ② **効率的な活用を図ることで労働市場の合理化を図るとともに、**
- ③ **社会保険未加入対策を進める上で必要となる保険加入状況の確認の合理化・簡便化に資することとする。**

主体別に想定される効果

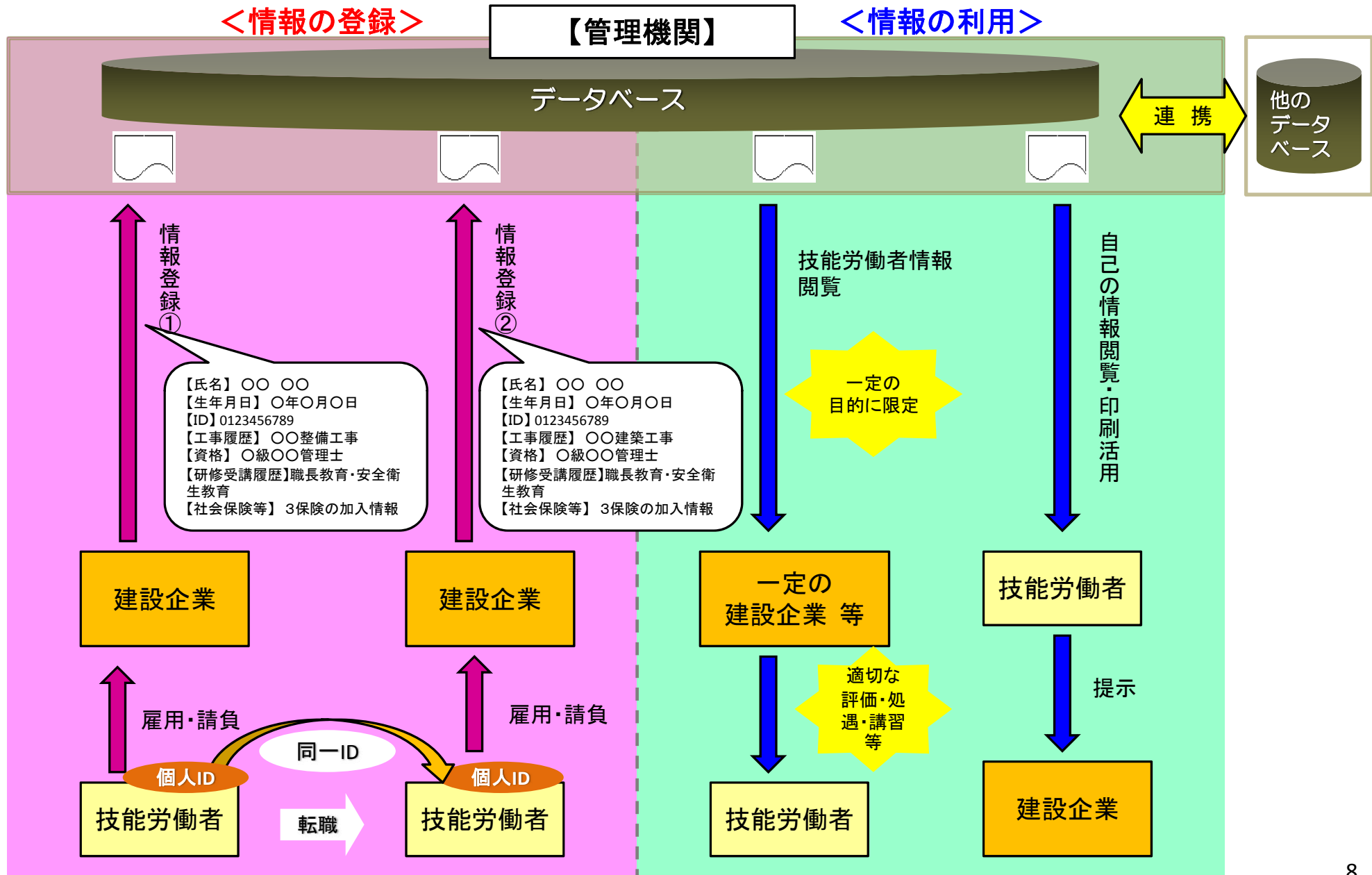
技能労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで十分雇い主に伝えられなかった保有する各種資格や経歴などを一覧できる形で網羅的に提示することが可能となり、技能に見合った適正な評価と処遇につながる。 ・自分の経歴等を一覧できるようになることで継続的スキルアップに向けたインセンティブになる。
専門工事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・技能労働者の資格や経験等が明確となって、評価・採用が行いやすくなり、優秀な技能労働者の確保につながる。 ・作業員名簿の作成や社会保険等の加入状況の確認など労務管理業務の効率化・省力化が可能となる。 ・法定福利費を確保するための技能労働者の加入状況を元請に示すことが可能となる。
総合工事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な技能労働者を雇用する施工能力の高い専門工事業者を把握しやすくなる。 ・下請企業の施工体制台帳等管理書類の作成や下請企業に対する社会保険等加入指導業務が効率化・省力化される。 ・当該工事に従事する技能労働者が明確になることから、発注者に対して必要な法定福利費の請求を行いやすくなる。
発注者	<ul style="list-style-type: none"> ・より広い人材を擁する企業による施工が可能となり、法令を遵守した施工の確保が可能となる。 ・受注者から請求される法定福利費がどう配分されるか把握することが可能となる。

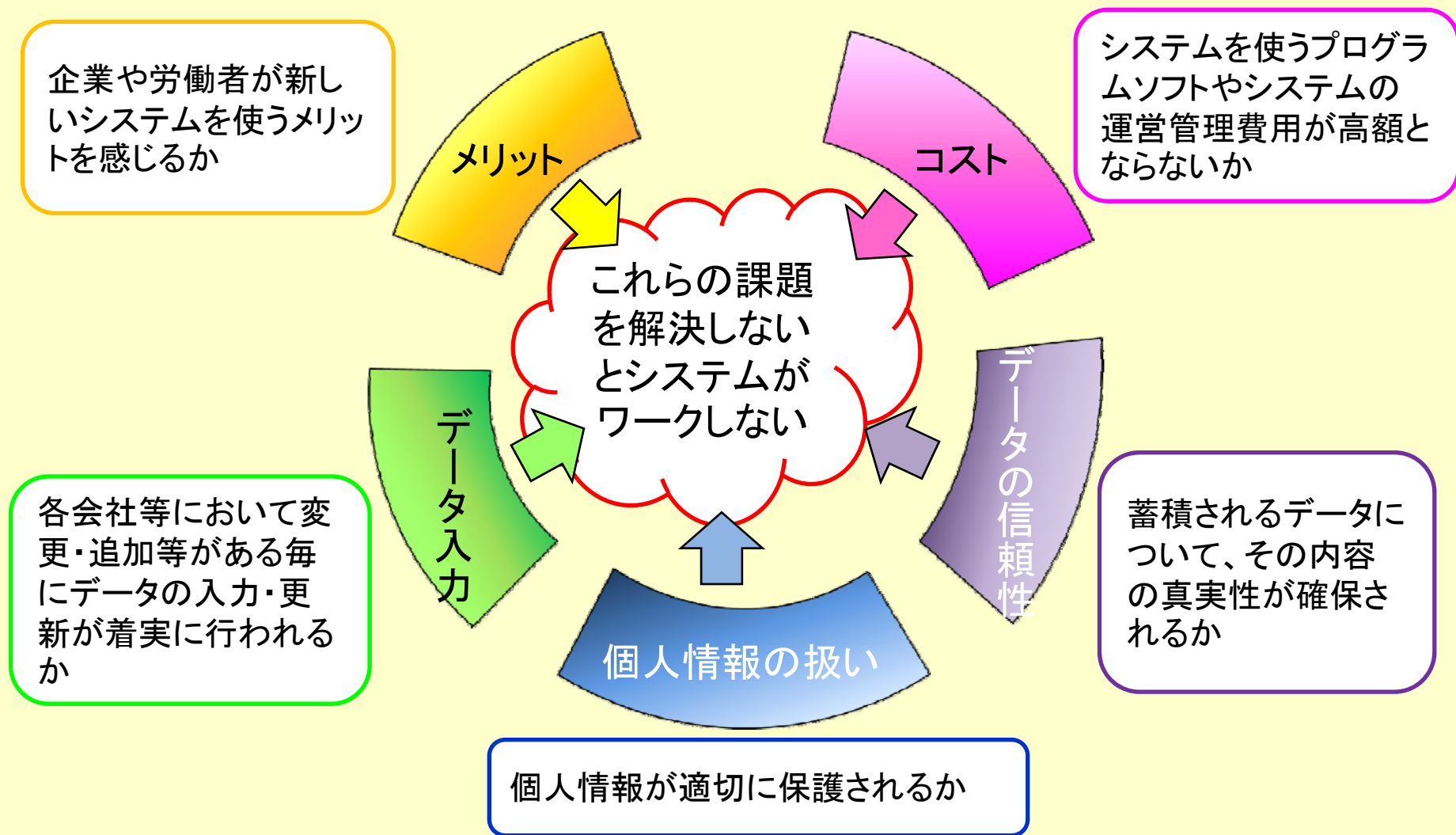
◎技能労働者のモチベーション向上による良質な施工
◎多様な業種でキャリアパスの実現

◎優秀な技能労働者を雇用する事業者としての評価

◎適切な施工体制の確保

◎建設工事における生産性の向上と建設生産物の品質確保





今後、関係者で各論点を議論・整理することにより、上記の各課題に対応できるようにしていきたい。

技能の「見える化」システムで蓄積すべき技能労働者に係る情報としては、次のような項目が考えられるのではないか。

項目(案)	蓄積する目的・必要性
技能労働者の従事工事履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・技能労働者のこれまでの工事従事経験も技能労働者の適正な評価や配置につながるのではないか。 ・より詳細な工事履歴を把握することで法定福利費の流れが適正化されるのではないか。
技能労働者の資格	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者が認めた資格であれば、技能労働者が有する技能の状況を具体的に把握することが可能となるのではないか。
技能労働者の研修受講履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・技能労働者が受けたことのある研修等を示すことも技能労働者の技能の把握につながるのではないか。
技能労働者の保険加入状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保険未加入対策を進める中で、保険に加入している技能労働者の活用につながるのではないか。 ・併せて、工事現場における元請企業による保険加入確認・指導の合理化に資するのではないか
他(建退共 等)	

導入に向けたスケジュールイメージ(素案)

